

# 処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

**Q** 2014年9月に薬価収載されたシダトレンスギ花粉舌下液は、1週目、2週目、3週目以降で含量がそれぞれ異なりますが、調剤料はどのように算定すればよいのでしょうか。(匿名希望)

**A** 1週目および2週目に使用する薬剤に係る調剤料はそれぞれ「内服用滴剤」、3週目以降に使用する薬剤に係る調剤料は「内服薬」として算定してください。

シダトレンスギ花粉舌下液(成分名：標準化スギ花粉エキス原液)は、2014年9月2日付で薬価基準に収載された、スギ花粉症を対象とした減感作療法(アレルゲン免疫療法)薬です。

同薬剤は、1～2週目を増量期、3週目以降を維持期とし、1週目(1～7日目)と2週目(8～14日目)には増量期用の異なる2種類の「ボトル」、3週目以降(15日目～)には維持期用の「パック」により投与することになっています。これらボトルもしくはパック(計3種類)の成分含量などが異なることから、薬価基準の収載名称および価格もそれぞれ設定されています(表1)。

しかし、1～2週目の増量期においては、1日(1回)当

たりの投与量が0.2～1mLの範囲で段階的に増量していくことになっているものの、使用する2種類の「ボトル」の薬価収載単位はいずれも「10mL 1瓶」となっているため、内服薬調剤料の所定単位である「1剤1日分」に薬剤料を置き換えて計算することは極めて困難であり、保険請求にあたり事務的な問題が生じることがわかります(表2)。また、投与方法が従来の内服用滴剤と同様もしくは似ているという見方ができるのも事実です。

これらの問題点を考慮した結果、シダトレンスギ花粉

表1 シダトレンスギ花粉舌下液の薬価収載(2014年9月2日現在)

区分	成分名	規格	品名	薬価(円)
内服薬	標準化スギ花粉エキス	10mL 1瓶	シダトレンスギ花粉舌下液 200JAU/mL ボトル	421.10
内服薬	標準化スギ花粉エキス	10mL 1瓶	シダトレンスギ花粉舌下液 2,000JAU/mL ボトル	1,006.60
内服薬	標準化スギ花粉エキス	1mL 1包	シダトレンスギ花粉舌下液 2,000JAU/mL パック	100.80

表2 シダトレンスギ花粉舌下液の投与量

投与時期	1週目(増量期)	2週目(増量期)	3週目以降(維持期)
使用薬剤(薬価収載名称)	シダトレンスギ花粉舌下液 200JAU/mL ボトル	シダトレンスギ花粉舌下液 2,000JAU/mL ボトル	シダトレンスギ花粉舌下液 2,000JAU/mL パック
薬価収載単位(規格)	10mL 1瓶	10mL 1瓶	1mL 1包
1日目	0.2mL	0.2mL	1mL
2日目	0.2mL	0.2mL	1mL
3日目	0.4mL	0.4mL	1mL
4日目	0.4mL	0.4mL	1mL
5日目	0.6mL	0.6mL	1mL
6日目	0.8mL	0.8mL	1mL
7日目	1mL	1mL	1mL

舌下液の1～2週目(増量期用)のボトルに係る調剤料については、「内服用滴剤」として算定するよう整理されることになりました(表3)。

ただし、3週目以降の維持期については、1日(1回)の投与量が1mL(=1パック分の全量)であり、薬剤料の計算についても請求事務上の問題は生じません。3週目以降(維持期)のパックに係る調剤料は「内服薬」として算定してください。

**Q** 本年10月に調剤基本料の妥結率に関する届出は行いましたが、1年後も妥結率の内容に変更がなければ、改めて届出を行わなくても大丈夫でしょうか。(匿名希望)

**A** 翌年についても改めて妥結率を計算したうえで、その内容を地方厚生(支)局に届出を行うことが必要です。

調剤基本料の妥結率に係る届出は、毎年4月1日から9月末日までの医療用医薬品の取り引きに係る妥結率を計算したうえで、10月中にその内容を地方厚生(支)局へ提出します。本年度は、診療(調剤)報酬への導入初年度であるということを考慮して適用時期を遅らせ、2015年1月1日から同10月末日までの10カ月間、その内容に応じた調剤基本料を算定しますが、翌年度は2015年4月

表3 シダトレンスギ花粉舌下液の保険請求について

<p>【医科診療報酬点数表関係】</p> <p>(問6)シダトレンスギ花粉舌下液200JAU/mLボトル(10mL 1瓶)及び2,000JAU/mLボトル(10mL 1瓶)の請求方法はどのようにすればよいか。</p> <p>(答)本製剤は、増量期の投与にあたって1週間分を1瓶として処方されるものであるため、1瓶あたりの額を用いて薬剤料の点数を算定するとともに、用法等を以下に示す例を参考に記載すること。</p> <p>なお、<u>調剤レセプトの場合は内服用滴剤として請求すること。</u></p> <p>注)例は省略</p>
---

※「疑義解釈資料の送付について(その10)」(2014年10月10日事務連絡、厚生労働省保険局医療課)

1日から9月末日までの妥結率の状況を計算したうえで10月に改めて届出を行う必要があり、その内容に応じた調剤基本料を11月1日から2016年10月末日までの1年間適用します。

この仕組みは、診療報酬点数表の1つのメニューとして設けられているものですので、今後の診療(調剤)報酬改定において見直しが行われない限り、毎年実施することになっています。したがって現時点では、すでに届出を行ってある妥結率の内容に変更が生じているか否かにかかわらず、地方厚生(支)局への届出は毎年必要であるのご理解ください。

## 質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者に聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありませんか？皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

### 1. 質問の範囲

- ①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問  
たとえば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている事例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できないでいる事例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。
- ②保険調剤・調剤報酬などに関する質問  
たとえば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？ 請求もれがあった場合の対応は？ という質問など。
- ③調剤技術などに関する質問  
たとえば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠を粉砕

- してよいか？ という調剤技術上の質問など。
2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係まで、ご連絡ください。
3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。
4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。
5. 質問ならびに回答は無料です。
6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも「調剤と情報」誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によるのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送付先 〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 富士・国保連ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局  
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270